

第 32 回納本制度審議会 会次第

◇ 日時 令和元年 8 月 5 日（月） 15 時開催

◇ 場所 本館 3 階総務課第一会議室

会次第

1. 委員の委嘱の報告
2. 納本制度審議会の目的及び構成
3. 代償金部会所属委員の指名の報告
4. 会長の選出
5. 会長の挨拶
6. 会長代理の指名
7. 国立国会図書館長の挨拶
8. 小委員会の設置について
9. 事務局からの報告（平成 30 年度資料収集状況、平成 30 年度出版物納入状況、令和元年度代償金予算及び平成 30 年度代償金支出実績、電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業の現状等）
10. 今後の日程について

第 32 回納本制度審議会配布資料

ページ

(資料 1) 第 31 回納本制度審議会議事録	1-5
(資料 2) 納本制度審議会委員・専門委員名簿	6
(資料 3) 納本制度審議会の概要	7-9
(資料 4) オンライン資料の補償に関する小委員会の設置について (案)	10-12
(資料 5) 国立国会図書館の資料収集状況 (平成 30 年度末時点)	13
(資料 6) 資料別納入実績 (最近 3 年間)	14
(資料 7) 納入出版物代償金 予算額と支出実績 (最近 5 年間)	15
(資料 8) 電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業報告 (令和元年 8 月)	16-25
(資料 9) 国立国会図書館法 (昭和 23 年法律第 5 号) (抄)	26-33
(資料 10) 納本制度審議会規程 (平成 9 年国立国会図書館規程第 1 号)	34-35
(資料 11) 納本制度審議会議事運営規則 (平成 11 年 6 月 7 日納本制度審議会制定)	36-37
(資料 12) 国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程 (平成 25 年国立国会図書館規程第 1 号)	38-39
(資料 13) 国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額等に関する件 (平成 25 年国立国会図書館告示第 1 号)	40-42
(資料 14) 国立国会図書館法第 25 条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件 (昭和 50 年国立国会図書館告示第 1 号)	43-44

第 31 回納本制度審議会議事録

日 時： 平成 31 年 3 月 18 日（月）14 時 00 分～14 時 45 分
場 所： 国立国会図書館東京本館 3 階総務課第一会議室
出席者： 中山信弘会長、福井健策会長代理、植村八潮委員、遠藤薫委員、相賀昌弘委員、角川歴彦委員、斎藤誠委員、重村博文委員、永江朗委員、根本彰委員、佐々木隆一専門委員、三瓶徹専門委員、樋口清一専門委員

会次第：

1. 有償等オンライン資料制度収集の今後の進め方について
2. その他

配布資料：

- （資料 1） 第 30 回納本制度審議会議事録
- （資料 2） 納本制度審議会委員・専門委員名簿
- （資料 3） 有償等オンライン資料制度収集の今後の進め方について
- （資料 4） 国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）（抄）
- （資料 5） 納本制度審議会規程（平成 9 年国立国会図書館規程第 1 号）
- （資料 6） 納本制度審議会議事運営規則（平成 11 年 6 月 7 日納本制度審議会制定）
- （資料 7） 国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程（平成 25 年国立国会図書館規程第 1 号）
- （資料 8） 国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額等に関する件（平成 25 年国立国会図書館告示第 1 号）
- （資料 9） 国立国会図書館法第 25 条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件（昭和 50 年国立国会図書館告示第 1 号）

議事録：

（開会）定足数の確認等

会長：定刻となりましたので、第 31 回納本制度審議会を開催いたします。委員の皆様にはお忙しいところ御出席くださいます、ありがとうございます。

本日は、15 名の委員中 10 名の委員に御出席いただいておりますので、定足数は満たされております。また、本日は、専門委員のみなさんにも御出席いただいております。

なお、傍聴の方は、メモをとることは差し支えございませんが、自由な審議を行うため、録音及び写真撮影については、ご遠慮ください。

それでは初めに、事務局から、配布資料の説明をお願いします。

事務局：〔配布資料について説明〕

会長：資料はお手元に全部そろっていますでしょうか。それでは進めてまいります。会次第にはございませんが、ここで、昨年 11 月に開かれた、前回、第 30 回納本制度審議会の議事録の取扱いについて、事務局から説明があります。

事務局：議事録につきましては、前回出席された委員の皆様方の御確認、御了解を得た上で、議事運営規則第 16 条の規定により、既に当館ホームページで公開しております。

(会次第 1) 有償等オンライン資料制度収集の今後の進め方について

会長：それでは、会次第 1 に入ります。有償等オンライン資料制度収集の今後の進め方について、事務局から報告があります。

収集書誌部長：資料 3、通しページ 13 頁をご覧ください。有償等オンライン資料の制度収集に関しましては、平成 27 年 12 月に開始した実証実験を通じ、出版界各位の御理解を得ることを第一の目的としつつ、実効性の高い制度実現のために各種の調整を図ってまいりました。実証実験の第 2 段階移行と、その後に続く制度化の枠組み等につきまして当館の考え方を繰り返し出版界に御説明し、また、当審議会の場においても御報告してきたところです。

各種調整の結果、今年度下半期におきまして、一般社団法人日本電子書籍出版社協会、以下電書協と申し上げますが、電書協から一つのお申出がございました。有償の電子書籍等について、電書協が収集・保管・利用提供を行うリポジトリを立ち上げるというものです。リポジトリの考え方は、すでに国立国会図書館法等において、オンライン資料提供義務の適用除外として定められております。ただ、現時点では、まだ提供義務そのものが発動していないことから、民間が運営するリポジトリについて適用除外を認めた例はございません。

電書協の想定するリポジトリが実現する場合、当館が行うオンライン資料制度収集の在り方は、これまでの想定をいくつかの点で変更していくことが考えられます。

これらの経緯と、そもそものリポジトリの位置づけ、また、今後の有償等オンライン資料制度収集の進め方等について、当館の考え方を御報告申し上げます。

事務局：〔有償等オンライン資料制度収集の今後の進め方について、資料 3 に基づき説明〕

会長：ありがとうございます。国会図書館と電書協のご努力によりまして、ここまで来たわけですが、ただいまの事務局の説明につきまして、何か御質問や御意見がありましたらお願いします。

委員：御説明ありがとうございます。調査審議の経過を拝見して、10 年になるかと非常に感慨深いものがありました。私とこの審議会のお付き合いとも重なる 10 年間でした。この間、会長がおっしゃったとおり、館と出版界双方の懸念を解消するための様々な努力を見てまいりましたが、一つ大きな方向性が出たということは、感慨深いものがあります。今後、仮にこの方向で進むとした場合に、リポジトリを含めて相当数のオンライン資料の収集・保存が軌道に乗ってくると考えられます。まさに先月末、ジャパンサーチの試験運用が開始された我が国のデジタルアーカイブにとっても大きな節目になります。そのためにも、中間答申における課題を潰していく作業が重要になると思いました。

感じた課題は 2 点あります。一つは法的な対応です。法律家が聞いてもいろいろなところにジャンプする複雑な条文関係であります。大きく言えば、有償又は DRM 付きのオンライン資料の提供義務の免除を外すこと、その上で改めてリポジトリという仕組みにのっとった適用除外を確保していくこと、この 2 つの手続になるろうかと思えます。この点、規程 3 条 3 号に明記されているのは、オンライン資料が長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的としているもの、例えて言うとりポジトリのような存在であって、かつ、特段の事情なく消去されないこと認められるものである場合であり、このような条件を満たす場合に適用除外になるわけであり。この確保をいかにやっていくか、まさに関係者間の覚書のような取り組みが重要かと思いました。

2 点目として、こうしたリポジトリに加わらない他の出版社もいるであろうと御説明いただきましたが、他の出版社からオンライン資料の提供を受ける場合の、館

で長期保存を実現できる形態の確保が重要であると思いました。以上、2つの課題を感じたところでございます。

会長：ありがとうございます。他に何かございますか。

専門委員：電書協が運営するアーカイブサーバ、電子文庫パブリの中身ですが、人間が感得するのではなくて、コンピュータが全文検索することは可能なかどうか。他のリポジトリは全文検索が可能なものが多いと思うので、その意味で将来どのような形になるのか。個人が読む分には、有償なりどのようなサービスになるか分かりませんが、コンピュータが読めるのかどうか、そのあたりを少し懸念しております。

事務局：大変恐縮ですが、本日、電書協の関係者はいらっしゃっておりません。また、リポジトリがどのようなものであるか、どのようなものであった場合に適用除外とするかにつきましてはこれから精査していくところでございます。したがって、現時点では事務局ではお答えいたしかねるところでございます。

会長：他に何かございませんでしょうか。

委員：国との約束ですから、電書協がその約束を果たしていくことと思います。その上で資料14ページの3の中ほどに「リポジトリ運営停止時は」とある点について、関連して確認です。電子書籍といっても、電子書店は売れているものしか扱わず、全く売れなければ販売を止めることもあるし、その際にはサーバーから削除されます。電書協リポジトリは売らなくなったものも全てアーカイブし続けるのでしょうか。あるいはリポジトリの運営を停止する以前に、取り扱わなくなった電子書籍は、その段階で国立国会図書館に移るのでしょうか。単に運営停止時以外にも条件を付けていただきたいと思いました。

事務局：事務局としてもこれから電書協と実務的な面で打ち合わせをしていく想定ではございます。ただ、電書協が考えるリポジトリとして伺っておりますのは、私どもの考える長期保存という観点から、消去されないことを重視していただいて、売れなくなったものにも必ずアクセスは保証していただく、保存も行っていくことを想定していただいているということです。

会長：よろしいでしょうか。今の点は大事で、紙の本は売られなくなっても国立国会図書館に来れば見られる状態となっております。

委員：私は前から例外規定を設けることについてやや疑問に思っております。例えば、機関リポジトリはいろいろな大学でやっているわけですが、現行の制度でも公的な機関がやっているものに対する例外規定の位置付けがあり、今回のリポジトリもこれと同じように捉えているという風に伺いました。そもそも大学が学術論文を発信するようなものと、この機関リポジトリでは、ずいぶん性格が違うのではないかという一つの疑義があります。というのは、機関リポジトリというのは、学術コミュニケーションのコンテキストの中で出てきた言葉であって、一般的に、こういう意味では使っていないと思えます。それをあえて商業的な出版物について機関リポジトリという言葉で例外的に扱うことがあっていいのかどうかというのが、そもそもの疑問です。そこは、電書協として恒久的に、公共的な性格を持ったものとして運営するという、それを受け入れた形でこの提案が出ているということかと思うのですが、制度的な切り分けが今のところ少し疑問があると感じたところです。

会長：その点についてはいかがでしょうか。

事務局：御指摘ありがとうございます。リポジトリという言葉を使っておりますけれども、確かに公的機関のものとは一律ではないとは存じます。一方で、インターネット資料として公的機関のウェブサイトを集める際の制度設計を行い、それと対になるものとしての私人が発行するオンライン資料の収集は、ウェブサイト等の中でも電子書籍、電子雑誌等に該当するものだけをターゲットにしておりますが、オンライン資料制度収集の法案を作る際にも、一定の適用除外を制度の中に組み込ん

で考えておりました。それは、民間データベースをどう扱うかというものでございました。公的機関の機関リポジトリとは異なりますが、民間のデータベースについても一定の収集、保存、利用提供という機能を果たすものであれば、当館の制度と並立して、共にあるものとして制度全体を考えていくという発想は、インターネット資料の場合、オンライン資料の場合、いずれも異なるものではございませんので、それぞれの制度を構築してきたという経緯がございます。

委員：民間資料とは、たぶん私立大学の機関リポジトリのようなものを中心ではないかと思えます。その場合、商業出版のものは、それとはだいぶ性格が違う。恒久的に公衆に利用提供するような性格をどこまで維持できるのか。これを運用する電書協という団体は一般社団法人という位置付けですよね。公的な性格を持っているにしても、恒久性についてどこまで担保されるのかなどを含めて検討したのでしょうか。

事務局：今この段階におきましては、電書協リポジトリが適用除外に該当すると判断したものでございます。ただ、リポジトリに該当するようなものが存在するのであれば、当館が用意しております館法第 25 条の 4 第 2 項第 3 号の適用除外を用いる道はあるかと言われればそれはあるということでございます。したがって、今、先生が懸念として示されたような、公的機関と一般社団法人の公共性の違い、あるいは今までの実績の違いというのは、これから実務の中で、すでに用意されている条文を適用できるかどうかを詰めていくべきものと考えております。その際には先生からご注意いただきました継続性の問題、安定性の問題、それから常にアクセスが保証されるかという先ほどの御指摘も含めた制度設計を考えていく必要があると考えております。

会長：ありがとうございます。他に何かございませんでしょうか。

(会次第 2) その他

会長：会次第の 2 に移ります。その他とのことですが、事務局から何かございましたら御報告をお願いします。

事務局：2 点御報告申し上げます。まず、前回の第 30 回納本制度審議会で御報告しました実証実験第 1 段階の報告書は、昨年 12 月に電書協からの提出を受けました。もし閲覧等を希望される委員の方がおられましたら、後ほど事務局までお知らせください。2 点目は、次回、第 32 回の納本制度審議会の開催予定についてです。具体的な日程につきましては、来年度に入りましてから、事務局から改めて御相談させていただきたいと存じます。

会長：ただ今の点について、何か御質問等はございますでしょうか。よろしゅうございますか。予定されている議題や報告は以上で終了いたしました。何か特に御意見や御質問がありましたら遠慮なくお願いいたします。

委員：業界では、新刊は年間 7 万点くらい発行されていますが、そのうちどれくらい電子書籍化されているか、国会図書館は把握しているのでしょうか。

事務局：大変申し訳ございませんが、把握はしてございません。

委員：おそらく電書協の方もあまり把握していないのではないかと思います。25 社しかないわけですから。7 万点のうち何点が電子書籍化されているか、25 社以外にはどれくらいあるのか、その辺が大きな問題を抱えているように思います。

会長：その点についてはどうでしょうか。

事務局：おそらく書協さんには加入されている社と 25 社との間には相当な開きがございます。またビジネスの規模も相当異なるものと思われ。そうしますと、電書協さんのリポジトリに乗るところと乗らないところ、いろいろな御判断が出てくると思いますので、リポジトリに参加されない出版社に対しては、当館から制度設計を細かく丁寧に説明をしていく必要があるとは考えております。

委員：リアルの本は納本制度により国会図書館が把握されているわけですね。あとは電子書籍を毎年どれくらい出ているかということ把握する必要があるのではないのでしょうか。

事務局：これから母数の把握には努めてまいりたいと存じます。

委員：今の委員の発言について少しだけ補足しますと、学会でもそのような調査をしている研究者がいます。私の知っている限りですと、2018年の日本図書館情報学会春季研究集会で亜細亜大学の安形輝先生が国立国会図書館所蔵資料を対象に、各年5000タイトルの無作為抽出で、電子書籍化率を調査しています。2017年の平均で約37%、大手出版社は70%前後です。中でもKADOKAWAが一番、高い数字が出ました。もう一つ、同日、日本出版学会春季研究発表会で伊藤民雄先生が調査発表されています。2014年と2015年の全冊調査をしています。これはもう少し数字が低く、約20%でした。なぜ2014年、2015年だったのかというと、後から電子化されたものも含めて調べたからです。まだまだ個人レベルの研究ですので、こういうのはもう少し大規模にやっていただければいいなと思っております。

会長：ありがとうございました。ほかに何か。

委員：ジャパンサーチの試験運用が開始し、まだ1か月も経っておりませんが、手ごたえや今後について、もし一般的な情報がありましたらお願いします。

収集書誌部長：あまりはっきりとした情報は得ておりませんが、ジャパンサーチで情報を提供するに際しまして、特に書誌データについては、皆さまに無償で使っていただくことを並行して準備してまいりました。4月1日から、申請なく使っていただくというようなモデルでやっていきたいと思っております。手ごたえはあまり把握しておりませんが、そういう準備は着々と進めているところでございます。

会長：それでは、以上をもちまして、第31回納本制度審議会の会次第はすべて終了いたしました。本日はこれにて散会といたします。ありがとうございました。

(14時45分終了)

納本制度審議会委員・専門委員名簿（五十音順）
（令和元年 7 月 1 日現在）

委 員	うえむら やしお 植村 八潮	専修大学文学部教授
◇	えがみ せつこ 江上 節子	武蔵大学社会学部教授
	えぐさ きぎはる 江草 貞治	株式会社有斐閣代表取締役社長
	えんどう かおる 遠藤 薫	学習院大学法学部教授
◇	おおが まさひろ 相賀 昌宏	一般社団法人日本書籍出版協会理事長
◇	おくむら こうじ 奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	こんどう としたか 近藤 敏 貴	一般社団法人日本出版取次協会会長
	さいとう まこと 斎藤 誠	東京大学大学院法学政治学研究科教授
◇	しかたに ふみあき 鹿谷 史 明	一般社団法人日本雑誌協会理事長
◇	しげむら ひろふみ 重村 博文	一般社団法人日本レコード協会会長
	しばの きょうこ 柴野 京子	上智大学文学部新聞学科准教授
	ながえ あきら 永江 朗	日本文藝家協会電子書籍出版検討委員会委員長
◇	ねもと あきら 根本 彰	慶應義塾大学文学部教授
◇	ふくい けんさく 福井 健 策	弁護士
	やまぐち としかず 山口 寿一	一般社団法人日本新聞協会会長
専門委員	さ さ き りゅういち 佐々木 隆一	一般社団法人電子出版制作・流通協議会監事
	ひぐち せいいち 樋口 清一	一般社団法人日本書籍出版協会事務局長

（委員 15 名、専門委員 2 名）

（注）◇：代償金部会所属委員

納本制度審議会の概要

納本制度審議会は、納本制度等の改善及びその適正な運用に資することを目的とし、前身の納本制度調査会を改組改称して、平成 11 年 4 月に設置された国立国会図書館長の諮問機関である。

○ 所掌事務

審議会の所掌事務は、(1) 館長の諮問に応じ、納本制度等に関する重要事項並びに国立国会図書館法（昭和 25 年法律第 5 号）第 25 条第 3 項に規定する代償金の額及び同法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額に関する事項を調査審議すること、(2) 納本制度等に関する重要事項及び代償金等の額に関する事項に関し、館長に意見を述べることである（納本制度審議会規程（平成 9 年国立国会図書館規程第 1 号。以下「規程」という。）第 2 条）。

○ 委員

審議会は、委員 20 名以内で組織される（規程第 3 条）。委員は、館長が学識経験者のうちから委嘱する（規程第 4 条第 1 項）。任期は 2 年である（同条第 2 項）。

○ 会長・会長代理

審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める（規程第 5 条第 1 項）。会長は、会長代理を指名する（同条第 3 項）。

○ 専門委員

審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる（規程第 6 条第 1 項）。専門委員は、学識経験者のうちから館長が委嘱する（同条第 2 項）。

○ 代償金部会

審議会に、その所掌事務に係る事項のうち、代償金等の額に関する事項を担当させるため、代償金部会が置かれる（規程第 7 条）。

○ 小委員会

会長は、特定の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に小委員会を置くことができる（納本制度審議会議事運営規則（平成 11 年 6 月 7 日納本制度審議会決定）第 10 条第 1 項）。

○ 議事

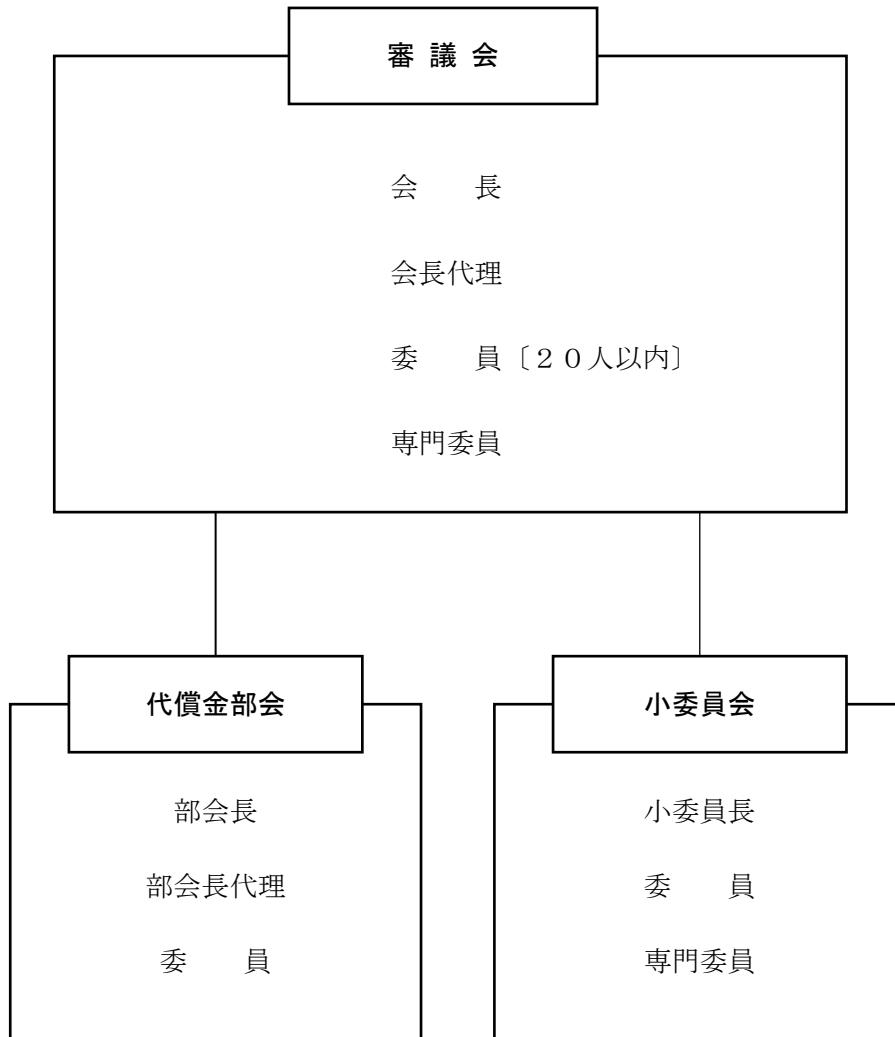
審議会の定足数は過半数である（規程第 9 条第 1 項）。審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる（同条第 2 項）。

○ これまでの答申（全 9 件）

- ・ パッケージ系電子出版物の納入に係る代償金の額について（平成 11 年 7 月 19 日）
- ・ 納入すべきパッケージ系電子出版物の「最良版」について（平成 12 年 8 月 31 日）
- ・ 小売価格の表示のない図書 1 件の納入に係る代償金額について*（平成 15 年 6 月 30 日）
- ・ 独立行政法人等の出版物の納入義務の在り方について（平成 16 年 2 月 13 日）
- ・ ネットワーク系電子出版物の収集に関する制度の在り方について（平成 16 年 12 月 9 日）
- ・ オンライン資料の収集に関する制度の在り方について（平成 22 年 6 月 7 日）
- ・ 国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件（昭和 50 年国立国会図書館告示第 1 号）第 2 項第 2 号に規定する納入の一括代行事務に要する金額の見直しについて*（平成 23 年 7 月 29 日）
- ・ （中間答申）オンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について（平成 24 年 3 月 6 日）
- ・ 国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額等に関する件（平成 25 年国立国会図書館告示第 1 号）第 1 項に規定する金額の決定について*（平成 25 年 7 月 23 日）

*平成 15 年 6 月 30 日の答申、平成 23 年 7 月 29 日の答申及び平成 25 年 7 月 23 日の答申は、いずれも代償金に関するものであり、規程第 8 条及び議事運営規則第 8 条の規定により、代償金部会の議決が審議会の議決とされた。

(参考) 納本制度審議会の構成図



- | | |
|-------|--|
| 審議会 | 納本制度に関する重要事項並びに国立国会図書館法第 25 条第 3 項に規定する代償金の額及び館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額に関する事項について、国立国会図書館長の諮問に応じて調査審議を行い、又は意見を具申する（納本制度審議会規程第 2 条）。 |
| 代償金部会 | 常設の機関。部会所属委員は館長が指名する。館法第 25 条第 3 項に規定する代償金の額及び館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額に関する事項を担当する（納本制度審議会規程第 7 条）。 |
| 小委員会 | 審議会の会長が特定の事項を調査審議するため必要があると認めるときに設置する。小委員会に属すべき審議会委員・専門委員は、会長が指名する（納本制度審議会議事運営規則第 10 条）。 |

オンライン資料の補償に関する小委員会の設置について（案）

前期に引き続き、納本制度審議会議事規則第 10 条第 1 項に基づき、オンライン資料の補償に関する小委員会を設置する。調査審議事項は、以下のとおりとする。

（例示）

- (1) 制度収集の対象となる資料の範囲（専用端末型資料や非ダウンロード型資料の扱い等）
- (2) 政策的補償として金銭による補償を行うことの可否
- (3) 金銭以外の政策的補償あるいはインセンティブの有無
- (4) 制度収集と合わせて実施すべき効果的な収集方法の有無
- (5) **DRM** の扱いとそれに対する補償の要否、補償が必要な場合その金額
- (6) 納入手続に対する補償の要否、補償が必要な場合その金額
- (7) その他の補償に当たっての政策的、法的、技術的事項

(参考) これまでの調査審議経過

- 第 21 回納本制度審議会（平成 23 年 9 月 20 日）

平成 23 年 9 月 20 日付け諮問「平成 22 年 6 月 7 日付け納本制度審議会答申『オンライン資料の収集に関する制度の在り方について』におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」の審議にあたり、審議会が必要とする専門的事項を調査審議するため、納本制度審議会議事運営規則第 10 条の規定に基づき、オンライン資料の補償に関する小委員会を設置。
- ◇ 平成 23 年度第 1 回オンライン資料の補償に関する小委員会（平成 23 年 10 月 20 日）
- ◇ 平成 23 年度第 2 回オンライン資料の補償に関する小委員会（平成 23 年 11 月 22 日）
- 第 22 回納本制度審議会（平成 24 年 3 月 6 日）

オンライン資料の補償に関する小委員会における調査審議の経過及び中間報告書に関する報告について了承。

当該報告に基づき、納本制度審議会中間答申「オンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」を決定。

平成 23 年 9 月 20 日付け諮問「平成 22 年 6 月 7 日付け納本制度審議会答申『オンライン資料の収集に関する制度の在り方について』におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」について、納本制度審議会及び当該小委員会で引き続き検討を継続することを確認。
- 第 24 回納本制度審議会（平成 25 年 7 月 23 日）

平成 25 年 7 月 1 日付で第 8 期納本制度審議会委員が新たに委嘱されたのに伴い、小委員会に所属する委員及び専門委員並びに小委員長が指名された。
- ◇ 平成 25 年度第 1 回オンライン資料の補償に関する小委員会（平成 25 年 9 月 19 日）
- ◇ 平成 25 年度第 2 回オンライン資料の補償に関する小委員会（平成 26 年 3 月 13 日）
- ◇ 平成 26 年度第 1 回オンライン資料の補償に関する小委員会（平成 27 年 3 月 12 日）
- 第 25 回納本制度審議会（平成 27 年 3 月 25 日）

第 24 回納本制度審議会以降に開催された 3 回の小委員会の経過について、小委員長より報告があった。3 回の会議では、有償又は DRM 付きのオンライン資料の制度的収集に先立ち、実証実験を行うことが主な論点となった。実証実験の成果を踏まえ、有償又は DRM 付きのオンライン資料の収集制度化の検討を進めることを確認した。

- 第26回納本制度審議会（平成27年9月4日）

平成27年7月1日付で第9期納本制度審議会委員が新たに委嘱されたのに伴い、小委員会に所属する委員及び専門委員並びに小委員長が指名された。
- ◇ 平成27年度第1回オンライン資料の補償に関する小委員会（平成28年3月23日）
- 第27回納本制度審議会（平成28年3月23日）

同日に開催された小委員会の経過について、小委員長より報告があった。小委員会では、平成27年12月から開始された電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業について、認知度の向上、利用者ニーズの把握、ビジョンの共有を図り、コンテンツを充実させて利用を促進することが重要であることを確認し、今後も実証実験事業を着実に進めることで了解が得られた。
- ◇ 平成28年度第1回オンライン資料の補償に関する小委員会（平成29年3月16日）
- 第28回納本制度審議会（平成29年3月16日）

同日に開催された小委員会の経過について、小委員長より報告があった。小委員会では、館によるオンライン資料の保存と利用の在り方、DRMの取扱い等について議論され、今後も実証実験事業を着実に進めることで了解が得られた。
- 第29回納本制度審議会（平成30年1月26日）

平成29年7月1日付で第10期納本制度審議会委員が新たに委嘱されたのに伴い、小委員会に所属する委員及び専門委員並びに小委員長が指名された。
- ◇ 平成29年度第1回オンライン資料の補償に関する小委員会（平成30年3月23日）

学術専門書系の電子書籍・電子雑誌の出版・流通事情に関するヒアリングを実施した。

国立国会図書館の資料収集状況（平成 30 年度末時点）

（有体物）

図書	雑誌・新聞	その他非図書資料等
1,135 万点余	1,854 万点余	1,428 万点余

（無体物）

インターネット資料 *1 （ウェブサイト）	オンライン資料 *2 （電子書籍・電子雑誌等）
1.2 万タイトル 15 万件余 （データ量 1.4PB 余）	〔民間〕 78.1 万点余 〔公的機関〕 38.2 万点余

*1 国、地方公共団体等の公的機関のウェブサイトを制度に基づき収集しているほか、公益法人、私立大学、政党、国際的・文化的イベント、東日本大震災関連等の民間のウェブサイトを許諾に基づき収集している。

*2 私人がインターネット等で出版した電子書籍・電子雑誌等を制度に基づき収集しているほか、インターネット資料として収集した公的機関のウェブサイトから、電子書籍・電子雑誌等に相当するものを取り出して収集している。

資料別納入実績（最近 3 年間）

（図書）

単位：冊

年度	官庁出版	民間出版	計
平成 28 年度	33,966	115,565	149,531
平成 29 年度	31,037	112,800	143,837
平成 30 年度	32,735	111,854	144,589

（パッケージ系電子出版物*）

単位：点

年度	官庁出版	民間出版	計
平成 28 年度	2,251	26,034	28,285
平成 29 年度	2,447	49,272	51,719
平成 30 年度	2,287	31,291	33,578

*ビデオ・ディスク、音楽CD、光ディスクなどが含まれる。

（逐次刊行物*）

単位：点

年度	官庁出版	民間出版	計
平成 28 年度	84,083	323,789	407,872
平成 29 年度	79,309	318,263	397,572
平成 30 年度	80,411	304,995	385,406

*逐次刊行物のほかに地図、静止画等を含む。

納入出版物代償金 予算額と支出実績（最近 5 年間）

単位：円

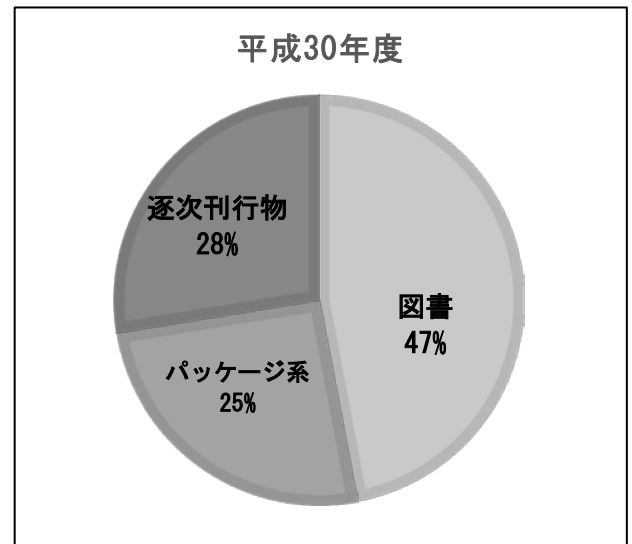
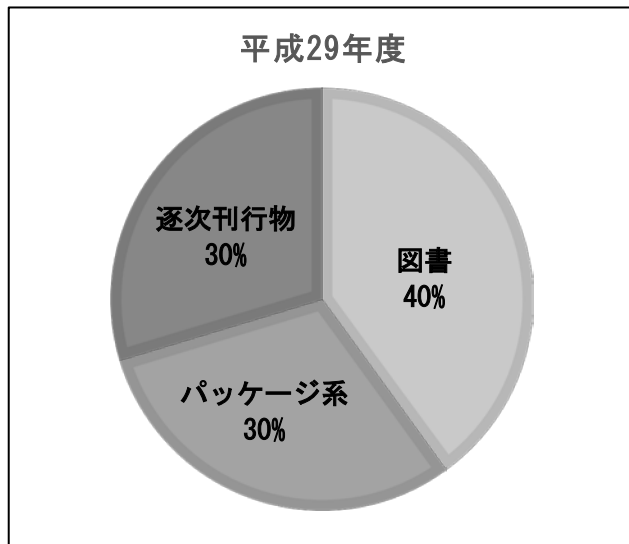
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	390,249,000	390,249,000	390,249,000	390,248,000	390,248,000	393,862,000
支出実績	390,247,280	390,247,876	390,246,792	388,753,724	385,795,780	-

【参考】平成 29・30 年度代償金支出実績（資料別内訳）

単位：円

	平成 29 年度	平成 30 年度
図書	155,310,190	181,394,240
パッケージ系	118,050,277	98,035,716
逐次刊行物*	115,393,257	106,365,824
計	388,753,724	385,795,780

* 逐次刊行物のほかに地図、静止画等を含む。



電子書籍・電子雑誌収集 実証実験事業報告 (令和元年8月)

国立国会図書館
収集書誌部

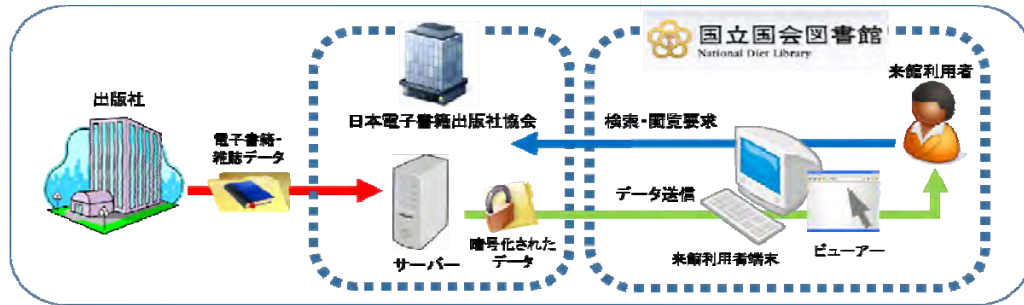


1 実証実験の概要

- ビジネス状況や技術動向を踏まえた実効性のある法制度の設計を行うことを目的として、著作者様、出版社様の御理解と御協力を得て、技術面など残る課題を着実に解決するために実証実験を実施
- 目的
 - (1) 電子書籍・電子雑誌の収集及び長期的な保管・利用の技術的検証（DRM、ファイル・フォーマット等）
 - (2) 国立国会図書館内で電子書籍・電子雑誌を閲覧に供することによる電子書籍・電子雑誌ビジネスへの影響の検証や納入時の費用の調査分析（補償）
- 2段階に分けて実施、日本電子書籍出版社協会（EBPAJ）に委託、平成27年12月開始、令和2年1月まで

1 実証実験の概要（第1段階）

- EBPAJが用意するサーバから国立国会図書館施設内の来館利用者端末への配信による電子書籍・電子雑誌の利用実験、電子書籍・電子雑誌の保管に係る技術的要件の調査



- システムは「電子文庫パブリ」の仕組みを実証実験用にカスタマイズ
- 利用実験での主な検証事項

電子書籍・電子雑誌の閲覧上の課題の検証、実証実験中の利用データを通じた、国立国会図書館内での利用方法、利用者ニーズ等の分析とそれによる電子書籍・電子雑誌ビジネスへの影響の評価

2

1 実証実験の概要（第2段階）

- 当初は、収集した電子書籍・電子雑誌を国立国会図書館の管理するサーバに保管する実験と保管した電子書籍・電子雑誌を利用する実験を想定。



- 平成29年度から30年度にかけて、出版界各位の理解を得ることを第一の目的としつつ、実効性の高い制度の実現のために第2段階の枠組み等について各種の調整を図ってきた。



3

1 実証実験の概要（第2段階）

□ 平成31年1月から第2段階を開始

- ① 国立国会図書館における電子書籍等の収集及び長期的な保管・利用のために必要なシステム環境や運用体制についての調査研究を、受託者が用意する環境で行う。
- ② EBPAJが用意するサーバから国立国会図書館の館内端末を対象に収集した電子書籍等の配信を行い、閲覧提供を通じたビジネスへの影響検証等を行う。

4

2 実施状況（第2段階）

- ① 長期保存に関する研究（受託者の実施計画）
 - サーバを用意して、電子書籍・電子雑誌データを投入する。サーバ動向や挙動を観察して、有償の電子書籍・電子雑誌の長期保存において、課題及びその解決策についての研究・分析に役立てる。
 - 実証実験参加出版社を対象に保存に関するアンケートを実施する。アンケート結果をもとに、有償の電子書籍・電子雑誌の長期保存において、課題及びその解決策についての研究・分析に役立てる。
 - 国内における事業者（有識者）を取材し、有償の電子書籍・電子雑誌の長期保存において、課題及びその解決策についての研究・分析に役立てる。

5

2 実施状況（第2段階）

② 閲覧提供

□ 収集状況（令和元年7月16日現在）

コンテンツ数：4,627点

ジャンル：フィクション、ノンフィクション、実用書、児童書、写真集、コミック、雑誌等

出版社数：33社

朝日出版社、朝日新聞出版、NHK出版、学研ホールディングス、KADOKAWA、河出書房新社、講談社、光文社、CCCメディアハウス、実業之日本社、集英社、主婦の友社、小学館、祥伝社、新潮社、世界文化社、大和書房、筑摩書房、中央公論新社、東京書籍、東洋経済新報社、徳間書店、PHP研究所、扶桑社、双葉社、ぶんか社、文藝春秋、丸善出版、ポット出版、ダイヤモンド社、まむかいブックスギャラリー、第一法規、ポイジャー

ファイル形式：EPUB（リフロー、固定レイアウト）PDF

□ 閲覧アプリ配信端末数 約730台

□ 端末設置場所 東京本館、関西館及び国際子ども図書館

□ 端末種別 一般利用者用のKSS端末、カウンター職員用端末

6

* 端末は専用端末ではなく、その他各種のDBも利用可能

3 利用状況（ログ分析）

（1）閲覧回数の月別推移

平成31年1月1日～令和元年6月30日（733台）

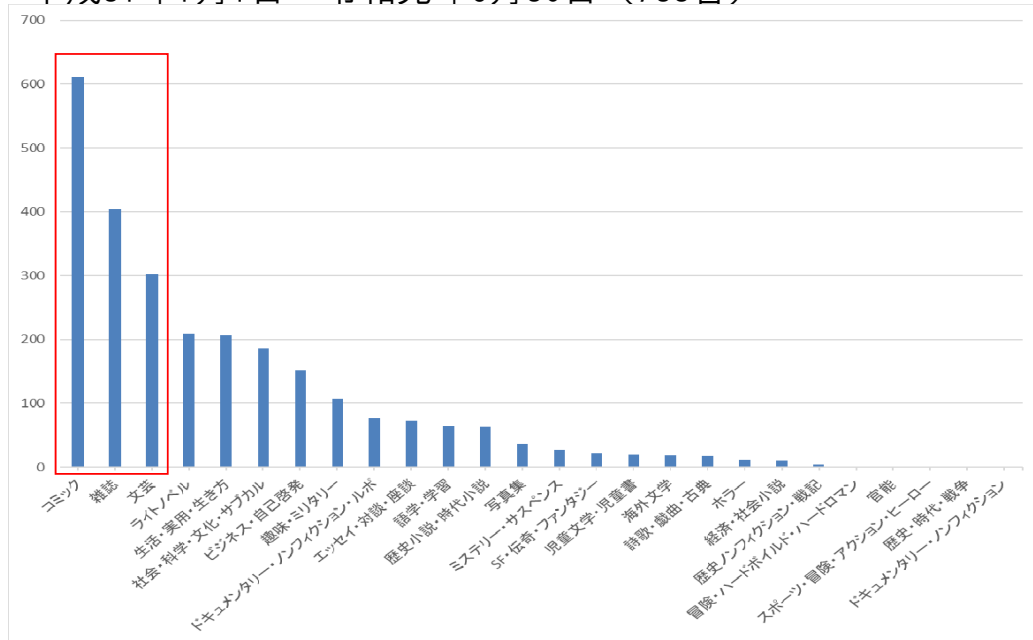
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	計
東京本館	301	428	493	312	388	463	2,385
関西館	17	31	51	39	27	40	205
子ども図書館	2	3	17	4	2	4	32
計	320	462	561	355	417	507	2,622

7

3 利用状況（ログ分析）

(2) ジャンル毎の閲覧回数

平成31年1月1日～令和元年6月30日（733台）



3 利用状況（ログ分析）

(3) コンテンツ毎の閲覧回数（上位）

平成31年1月1日～令和元年6月30日（733台）

項番	タイトル	出版社	ジャンル	回数
1	チキウズイン	KADOKAWA	コミック	53
2	潮目 フジな震災資料館	ポット出版	写真集	37
3	ウロボロス―警察ヲ裁クハ我ニアリ― 1巻	新潮社	コミック	33
4	武林クロスロード	小学館	ライトノベル	28
5	園芸ガイド2015年夏号	主婦の友社	雑誌	24
6	BTOOOM! 1巻	新潮社	コミック	23
7	静かなるドン(1)	実業之日本社	コミック	23
8	かりあげクン 1	双葉社	コミック	22
9	美味い話にゃ肴あり 1巻	ぶんか社	コミック	18
10	学習まんが 少年少女日本の歴史1 日本の誕生 ―旧石器・縄文・弥生時代―	小学館	趣味・ミタリー	17
11	BTOOOM! 19巻	新潮社	コミック	16
12	中国の思想(5) 墨子(改訂版)	徳間書店	社会・科学・文化・サブカル	15
13	学習まんが世界の歴史1 古代文明のおこりとピラミッドにねむる王たち	学研	コミック	15
14	FEEL YOUNG 2015年1月号【期間限定】	祥伝社	雑誌	14
15	アクトレス	祥伝社	コミック	14
16	勝 海舟	学研	歴史小説・時代小説	14
17	悪霊 1	光文社	文芸	13
18	「朝1時間シート」で人生を変える法	KADOKAWA	ビジネス・自己啓発	13
19	学習まんが日本の歴史1 日本のあけぼの	学研	コミック	12
20	とらぶるニャンコ1	ぶんか社	コミック	12

3 利用状況（ログ分析）

（4）コンテンツ閲覧時間

平成31年1月1日～令和元年6月30日（733台）



10

4 利用状況（アンケート集計）

□ 利用者アンケート集計結果

集計期間：平成31年1月1日～令和元年6月30日

集計数：97人（ウェブ76人、紙21人）

項目数：17問

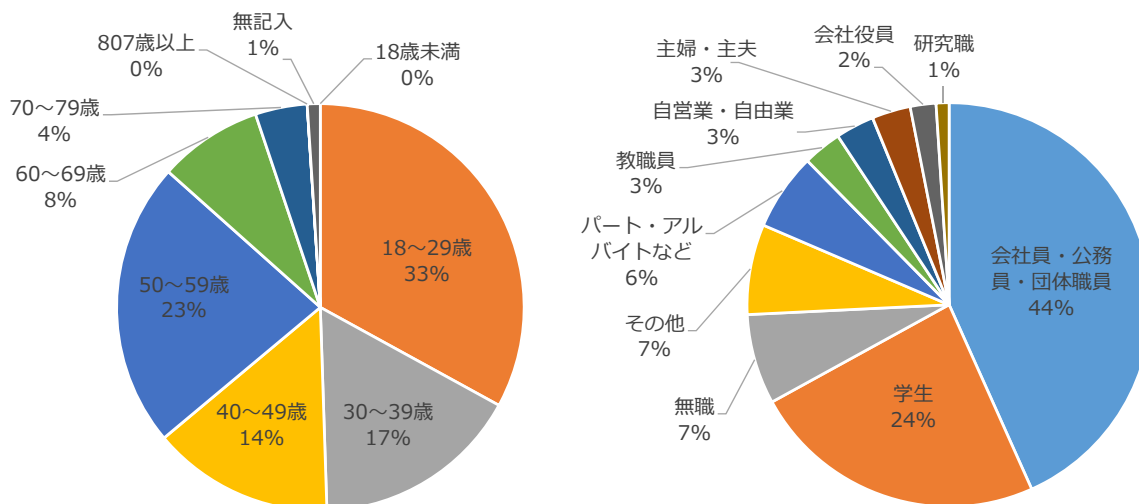
- Q1 あなたの年齢をお答えください
- Q2 あなたの職業をお答えください
- Q3.1 電子書籍の館内閲覧について評価してください - 電子書籍作品の検索方法
- Q3.2 電子書籍の館内閲覧について評価してください - 電子書籍閲覧ビューア全般の読みやすさ
- Q3.3.1 電子書籍の館内閲覧について評価してください - 電子書籍閲覧ビューアの機能- 文字サイズの変更機能
- Q3.3.2 電子書籍の館内閲覧について評価してください - 電子書籍閲覧ビューアの機能- 書体(フォント)の変更機能
- Q3.3.3 電子書籍の館内閲覧について評価してください - 電子書籍閲覧ビューアの機能- 本文内のテキスト検索
- Q4 館内での電子書籍閲覧をどのくらい利用しましたか？
- Q5 今回の来館で閲覧した電子書籍の冊数を教えてください
- Q6 館内での電子書籍閲覧において、あった方がよい機能をお答えください
- Q6.1 館内での電子書籍閲覧において、あった方がよい機能をお答えください - 「その他」の回答
- Q7 電子書籍を読んだことがありますか？
- Q8 電子書籍の読書頻度をお答えください
- Q9 電子書籍を購入したことはありますか？
- Q10 電子書籍に興味を持ちましたか？
- Q10.1 電子書籍に興味を持ちましたか？ - 「その他」の回答
- Q11 国立国会図書館内の電子書籍閲覧における、ご意見・ご感想をお聞かせください

11

21

4 利用状況（アンケート集計）

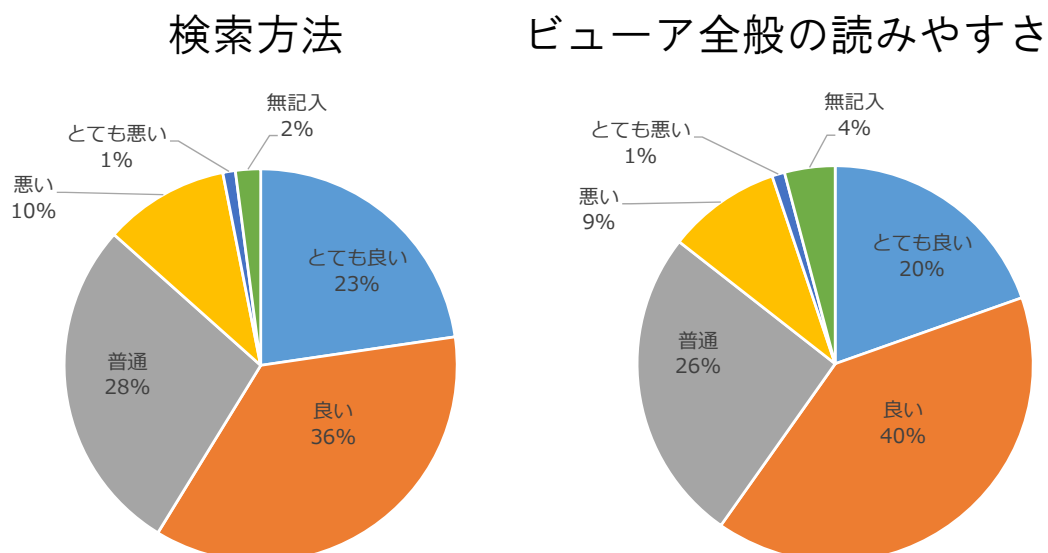
（1）属性（年齢・職業）



12

4 利用状況（アンケート集計）

（2）機能評価（とてもよい、よい、普通、悪い、とても悪い）

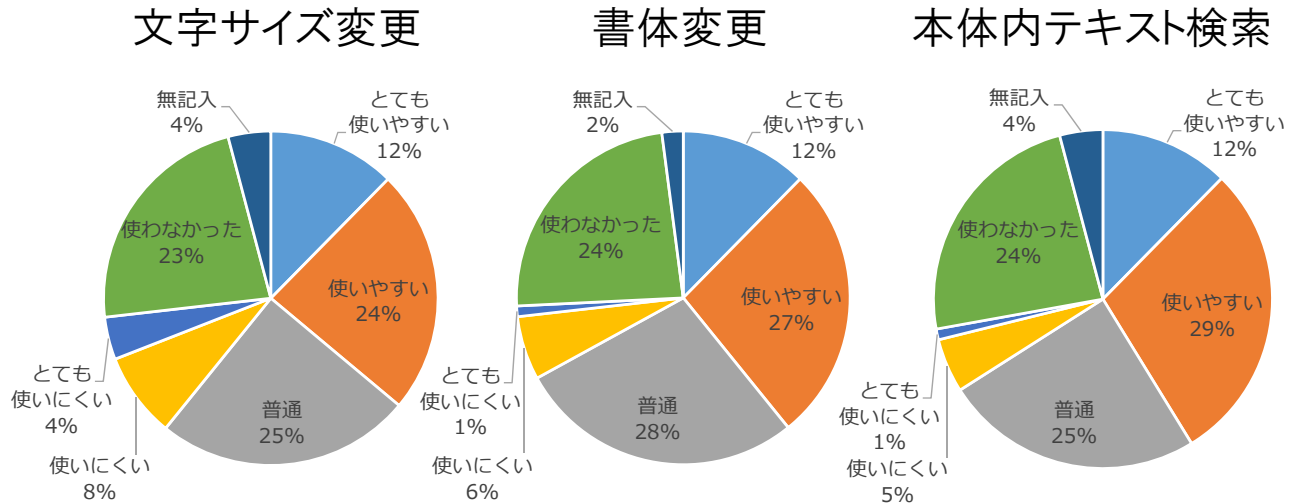


13

22

4 利用状況（アンケート集計）

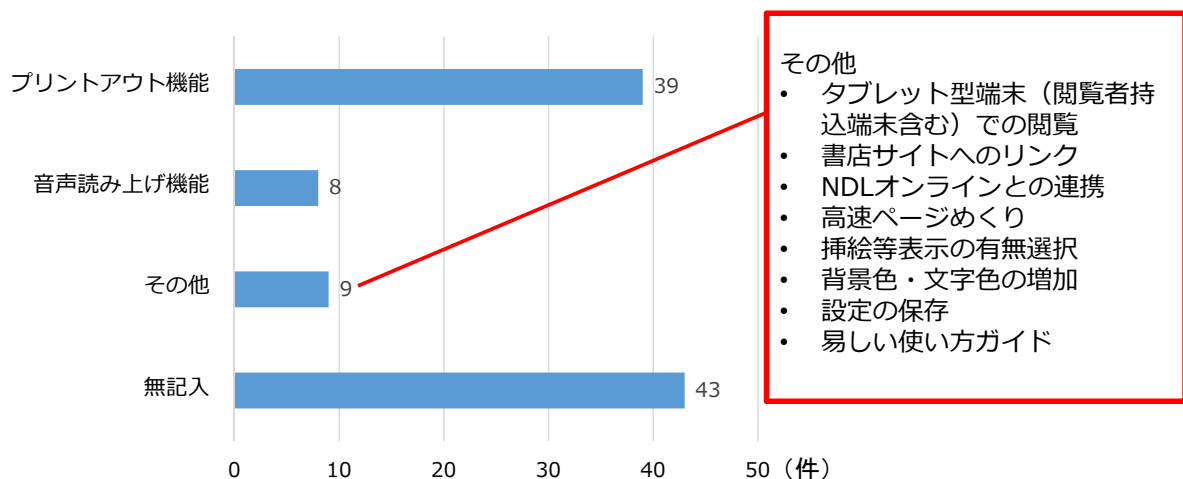
（3）閲覧ビューアの機能評価（とても使いやすい、使いやすい、普通、使 にくい、とても使にくい、使わなかった）



14

4 利用状況（アンケート集計）

（4）欲しい機能（複数回答）



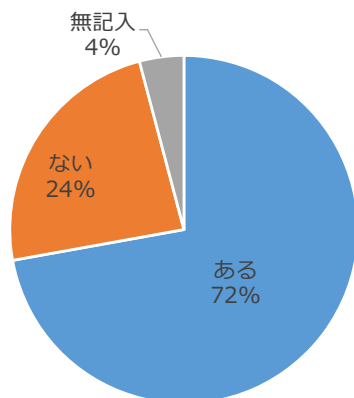
15

23

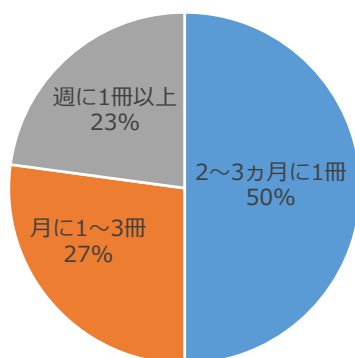
4 利用状況（アンケート集計）

（5）電子書籍の読書経験・頻度

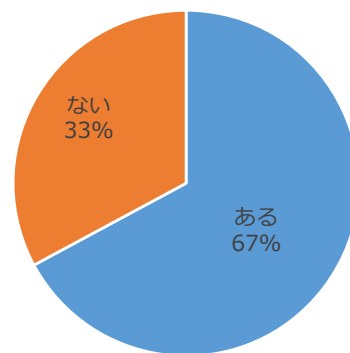
読んだ経験の有無



読書頻度



購入経験の有無

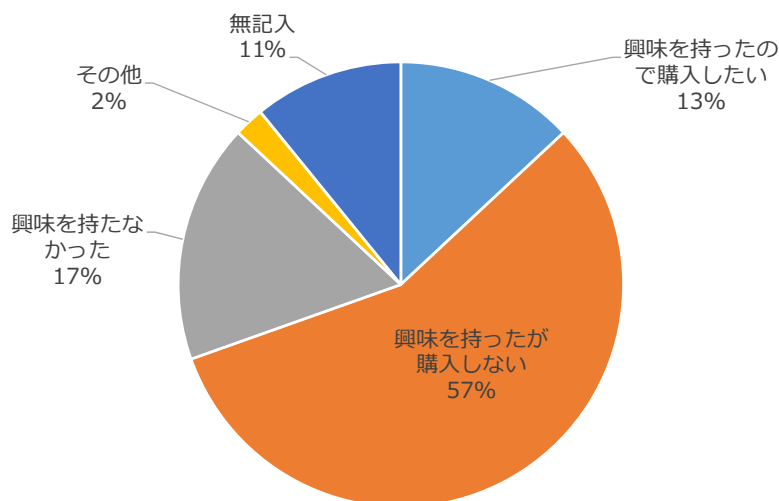


16

4 利用状況（アンケート集計）

（6）電子書籍への興味

（読んだり購入したことがない回答者が対象）



17

4 利用状況（アンケート集計）

（7） 主な意見・感想

使いやすさ、機能	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 雑誌やマンガの表示が速くなり、使いやすくなった。<input type="checkbox"/> 新刊情報を強調するインデックスがあると便利。<input type="checkbox"/> 同時代文献のレコメンド機能があると便利。<input type="checkbox"/> 他の人が読んでいると読めないのは不便。<input type="checkbox"/> 振り仮名が読み難い。<input type="checkbox"/> ページがめくり難い。<input type="checkbox"/> 脚注ジャンプ機能を利用した際、元に戻るのが不便。<input type="checkbox"/> 目に悪そう。<input type="checkbox"/> 読み難い。使い方が分かり難い。（複数）
端末	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 周囲にPC画面がよく見えるため、読むのに気が引ける。（複数）<input type="checkbox"/> 個別ブース席がほしい。<input type="checkbox"/> 画面の横幅が広すぎる。<input type="checkbox"/> スマートフォンやタブレット端末で利用できると便利。

18

4 利用状況（アンケート集計）

（7） 主な意見・感想

コンテンツ	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 作品数や種類が少ない。もっと増やしてほしい。（複数）<input type="checkbox"/> 読みたいと思える書籍が限られている。<input type="checkbox"/> 公共の場で閲覧すると他の利用者の気分を害する内容のものが複数見受けられた。<input type="checkbox"/> 特定コンテンツの閲覧要望。（複数）
その他	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 閲覧申込から受取までの時間がかからず便利。（複数）<input type="checkbox"/> 本が傷まずに多くの利用ができるので素晴らしい。<input type="checkbox"/> どの端末でも利用できるのが便利。<input type="checkbox"/> 資料の到着までの間に利用するのにちょうどよい。<input type="checkbox"/> 便利なので、今後も拡大してほしい。（複数）<input type="checkbox"/> 紙の書籍にとどまらず電子情報に関する事も国会図書館が果たすべき新たな責務。このような新しい試みは積極的に推進してほしい。<input type="checkbox"/> 自宅や他の図書館でも利用できると便利。（複数）

19

国立国会図書館法（抄）

（昭和二十三年二月九日法律第五号）

改正

同	昭和二十四年	六月	六日法律第九十四号
同	三十年	一月二十八日	同 第三号
平成	六年	七月	一日同 第八十二号
同	十一年	四月	七日同 第三十一号
同	十二年	四月	七日同 第三十七号
同	十四年	三月三十一日	同 第六号
同	十六年十二月	一日同	第四百四十五号
同	十七年	四月	十三日同 第二十七号
同	十七年	七月	六日同 第八十二号
同	十七年	十月二十一日	同 百二号
同	十九年	三月三十一日	同 十号
同	十九年	三月三十一日	同 十六号
同	十九年	六月	六日同 七十六号
同	十九年	六月	十三日同 八十二号
同	十九年	六月二十七日	同 百号
同	二十年	四月二十五日	同 二十号
同	二十一年	三月三十一日	同 十号
同	二十一年	七月	十日同 七十三号
同	二十三年	五月	二日同 三十九号
同	二十四年	六月二十二日	同 三十二号
同	二十六年	五月二十一日	同 四十号
同	二十八年	五月十八日	同 四十号
同	二十八年十一月二十八日	同	八十九号

第一章 設立及び目的

（略）

第二条 国立国会図書館は、図書及びその他の図書館資料を蒐集し、

国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門に対し、更に日本国民に対し、この法律に規定する図書館奉仕を提供することを目的とする。

（略）

第八章 一般公衆及び公立その他の図書館に対する奉仕

第二十一条 国立国会図書館の図書館奉仕は、直接に又は公立その他の図書館を経由して、両議院、委員会及び議員並びに行政及び司法の各部門からの要求を妨げない限り、日本国民がこれを最大限に享受することができるようにしなければならない。この目的のために、館長は次の権能を有する。

- 一 館長の定めるところにより、国立国会図書館の収集資料及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報を、国立国会図書館の建物内で若しくは図書館相互間の貸出しで、又は複写若しくは展示によつて、一般公衆の使用及び研究の用に供する。かつ、時宜に依じて図書館奉仕の改善上必要と認めるその他の奉仕を提供する。

（略）

第十章 国、地方公共団体、独立行政法人等による出版物の

納入

第二十四条 国の諸機関により又は国の諸機関のため、次の各号の

いずれかに該当する出版物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。以下同じ。）が発行されたときは、当該機関は、公用又は外国政府出版物との交換その他の国際的交換の用に供するために、館長の定めるところにより、三十部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

- 一 図書
 - 二 小冊子
 - 三 逐次刊行物
 - 四 楽譜
 - 五 地図
 - 六 映画フィルム
 - 七 前各号に掲げるもののほか、印刷その他の方法により複製した文書又は図画
 - 八 蓄音機用レコード
 - 九 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した物
- ② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、五部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。
- 一 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一

項に規定する独立行政法人

二 国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

三 特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。）のうち、別表第一に掲げるもの

③ 前二項の規定は、前二項に規定する出版物の再版についてもこれを適用する。ただし、その再版の内容が初版又は前版の内容に比し増減又は変更がなく、かつ、その初版又は前版がこの法律の規定により前に納入されている場合においては、この限りでない。

第二十四条の二 地方公共団体の諸機関により又は地方公共団体の諸機関のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）（これらに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては五部以下の部数を、町村（これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては三部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前条第一項に

規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市が設立した法人その他の都道府県又は市の諸機関に準ずる法人にあつては四部以下の部数を、町村が設立した法人その他の町村の諸機関に準ずる法人にあつては二部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項に規定する港務局

二 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第一条に規定する地方住宅供給公社

三 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社

四 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項に規定する土地開発公社

五 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

六 特殊法人等のうち、別表第二に掲げるもの
③ 前条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

第十一章 その他の者による出版物の納入

第二十五条 前二条に規定する者以外の者は、第二十四条第一項に規定する出版物を発行したときは、前二条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、発行の日か

ら三十日以内に、最良版の完全なものを国立国会図書館に納入しなければならない。但し、発行者がその出版物を国立国会図書館に寄贈若しくは遺贈したとき、又は館長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

② 第二十四条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「納入」とあるのは「納入又は寄贈若しくは遺贈」と読み替えるものとする。

③ 第一項の規定により出版物を納入した者に対しては、館長は、その定めるところにより、当該出版物の出版及び納入に通常要すべき費用に相当する金額を、その代償金として交付する。

第二十五条の二 発行者が正当の理由がなくて前条第一項の規定による出版物の納入をしなかつたときは、その出版物の小売価額（小売価額のないときはこれに相当する金額）の五倍に相当する金額以下の過料に処する。

② 発行者が法人であるときは、前項の過料は、その代表者に対し科する。

第十一章の二 国、地方公共団体、独立行政法人等のインターネット資料の記録

第二十五条の三 館長は、公用に供するため、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知

覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたものをいう。以下同じ。）を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。

② 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、自らが公衆に利用可能とし、又は自らがインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされているインターネット資料（その性質及び公衆に利用可能とされた目的にかんがみ、前項の目的の達成に支障がないと認められるものとして館長の定めるものを除く。次項において同じ。）について、館長の定めるところにより、館長が前項の記録を適切に行うために必要な手段を講じなければならない。

③ 館長は、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者に対し、当該者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料のうち、第一項の目的を達成するため特に必要があるものとして館長が定めるものに該当するものについて、国立国会図書館に提供することができ、この場合において、当該者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

第十一章の三 オンライン資料の記録

第二十五条の四 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外

の者は、オンライン資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットその他の送信手段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるものうち、図書又は逐次刊行物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。）に相当するものとして館長が定めるものをいう。以下同じ。）を公衆に利用可能とし、又は送信したときは、前条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、館長の定めるところにより、当該オンライン資料を国立国会図書館に提供しなければならない。

② 前項の規定は、次の各号に掲げる場合には、適用しない。

一 館長が、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者から、当該者が公衆に利用可能とし、又は送信したオンライン資料を、前項の規定による提供を経ずに、館長が国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することを求める旨の申出を受け、かつ、これを承認した場合

二 オンライン資料の内容がこの条の規定により前に収集されたオンライン資料の内容に比し増減又は変更がない場合

三 オンライン資料の性質及び公衆に利用可能とされ、又は送信された目的に鑑み前項の目的の達成に支障がないと館長が認めた場合

四 その他館長が特別の事由があると認められた場合

③ 館長は、第一項の規定による提供又は前項第一号の承認に係るオンライン資料を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。

④ 第一項の規定によりオンライン資料を提供した者（以下この項において「提供者」という。）に対しては、館長は、その定めるところにより、同項の規定による提供に関し通常要すべき費用に相当する金額を交付する。ただし、提供者からその交付を要しない旨の意思の表明があつた場合は、この限りでない。

(略)

附 則（平成十二年四月七日法律第三十七号）抄

(略)

2 この法律による改正後の国立国会図書館法第二十四条第一項第六号に該当する出版物については、当分の間、館長の定めるところにより、同条から第二十五条までの規定にかかわらず、その納入を免ずることができる。

(略)

附 則（平成十六年十二月一日法律第四百十五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。「以下略」

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に発行された出版物の納入については、

なお従前の例による。

(略)

附 則（平成十七年七月六日法律第八十二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。「以下略」

附 則（平成十七年十月二十一日法律第二百二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。「以下略」

(施行の日)平成十九年十月一日)

附 則（平成十九年三月三十一日法律第十号）

1 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。「以下略」

2 この法律の施行前に国立国会図書館が寄贈又は遺贈を受けた出版物に係るこの法律による改正前の国立国会図書館法第二十五条第四項に規定する全日本出版物の目録であつて出版されたものの送付については、なお従前の例による。

附 則（平成十九年三月三十一日法律第十六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条、附則第四条第一項及び第五項、附則第五条から第十二条まで並びに附則第十三条第二項から第四項までの規定 平

成十九年十月一日

二 「略」

附 則（平成十九年六月六日法律第七十六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。「以下略」

（政令で定める日）平成二十年一月一日

附 則（平成十九年六月十三日法律第八十二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条並びに附則第七条、第八条、第十六条、第二十一条から第二十四条まで、第二十九条、第三十一条、第三十三条、第三十五条及び第三十七条の規定 平成二十年一月三十一日までの間において政令で定める日

（政令で定める日）平成十九年十月一日

- 二 第四条並びに附則第十四条、第十五条、第十七条、第二十五条から第二十八条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条、第三十六条及び第三十八条の規定 平成二十年四月三十日まで

（政令で定める日）平成二十年四月一日

附 則（平成十九年六月二十七日法律第百号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令で定める日）平成十九年八月十日

（旧法の効力）

第二条 この法律による廃止前の総合研究開発機構法（以下「旧法」という。）の規定による総合研究開発機構であつてこの法律の施行の際現に存するもの（以下「機構」という。）については、旧法（第三条、第四条第二項から第六項まで及び第二章の規定を除く。以下同じ。）の規定は、この法律の施行の日から機構が解散をする場合にあつてはその清算結了の登記の時、次条に規定する組織変更をする場合にあつてはその組織変更の効力が生ずる時までの間（以下「旧法適用期間」という。）は、なおその効力を有する。

（国立国会図書館法等の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条 附則第三十一条及び附則第三十二条の規定による改正前の次に掲げる法律の規定は、旧法適用期間中は、なおその効力を有する。

- 一 国立国会図書館法別表第一総合研究開発機構の項
- 二〇八 「略」

附 則（平成二十年四月二十五日法律第二十号）

この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、別表第一日本中央競馬会の項の次に一項を加える改正規定は日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の施行の日から、別表第二の改正規

定は公布の日から施行する。

(施行の日) 平成二十二年一月一日)

附 則 (平成二十一年三月三十一日法律第十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第五条並びに附則第五条第三項から第六項まで及び第七条から第十五条までの規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令で定める日) 平成二十一年六月一日)

附 則 (平成二十一年七月十日法律第七十三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の国立国会図書館法第二十五条の第三項の規定は、この法律の施行の際現に公衆に利用可能とされている同条第一項のインターネット資料及びこの法律の施行後に公衆に利用可能とされた同項のインターネット資料について適用する。

附 則 (平成二十三年五月二日法律第三十九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項及び第四十七条並びに附則第二十二条から第五十一条までの規

定は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年六月二十二日法律第三十二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。

(提供の免除)

第二条 この法律による改正後の国立国会図書館法(次条において「新法」という。)第二十五条の四第一項に規定するオンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法によりオンライン資料の閲覧又は記録を制限する手段であつて、オンライン資料の閲覧若しくは記録のために用いられる機器(以下「閲覧等機器」という。)が特定の反応をする信号をオンライン資料とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は閲覧等機器が特定の変換を必要とするようオンライン資料を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。)が付されているものについては、当分の間、館長の定めるところにより、同項の規定にかかわらず、その提供を免ずることができる。

(経過措置)

第三条 新法第二十五条の四第一項の規定は、この法律の施行後に公衆に利用可能とされ、又は送信された同項に規定するオンライ

ン資料について適用する。

附 則（平成二十六年五月二十一日法律第四十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。「以下略」

（政令で定める日）平成二十六年八月十八日

別表第一（第二十四条関係）

名称	根拠法
沖繩振興開発金融公庫	沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）
使用済燃料再処理機構	原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）

別表第二（第二十四条の二関係）

日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第九号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

名称	根拠法
地方競馬全国協会	競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）

（注）第十八条及び第三十条の条文中の「々」は、二の字点を置き換えたものである。

納本制度審議会規程

(平成九年一月二十二日国立国会図書館規程第一号)

改正 平成 十一年 四月 一日国立国会図書館規程第二号

同 二十年 四月 一日同 第二号

同 二十五年 五月 三十日同 第一号

(目的及び設置)

第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。)第十章及び第十一章に規定する出版物の納入に関する制度、法第十一章の二に規定するインターネット資料の記録に関する制度並びに法第十一章の三に規定するオンライン資料の記録に関する制度(以下「納本制度等」という。)の改善及びその適正な運用に資するため、国立国会図書館に、納本制度審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、国立国会図書館長(以下「館長」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 納本制度等に関する重要事項
- 二 法第二十五条第三項に規定する代償金の額及び法第二十五条の四第四項に規定する金額に関する事項
- 2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、館長に意見を述べることができる。

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

(委員)

- 第四条** 委員は、学識経験のある者のうちから、館長が委嘱する。
- 2 委員の委嘱期間は、二年とし、再委嘱されることを妨げない。ただし、補欠の委員の委嘱期間は、前委員の残存期間とする。

- 3 委員は、非常勤とする。

(会長)

- 第五条** 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第六条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、館長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

(部会)

第七条 審議会に、その所掌事務に係る事項のうち、第二条第一項第二号に掲げる事項を担当させるため、代償金部会(以下「部会」

という。)を置く。

- 2 部会に属すべき委員は、館長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

第八条 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

第九条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、国立国会図書館収集書誌部において処理する。

(雑則)

第十一条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 抄

1 この規程は、平成九年一月二十二日から施行する。

附 則 (平成十一年四月一日国立国会図書館規程第二号) 抄

1 この規程は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十年四月一日国立国会図書館規程第二号) 抄

(施行期日)

1 この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年五月三十日国立国会図書館規程第一号) 抄

(施行期日)

1 この規程は、改正法の施行の日から施行する。

(施行の日) 平成二十五年七月一日

納本制度審議会議事運営規則

(平成十一年六月七日制定)

改正 平成 十五年三月 十三日

同 二十一年十月 十三日

同 二十五年七月二十三日

(招集)

第一条 納本制度審議会(以下「審議会」という。)は、会長が招集する。

(議事)

第二条 会長は、審議会の議長となり、議事を整理する。

第三条 発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。
い。

第四条 動議は、賛成者がなければ議題とすることができない。

第五条 審議会は、議事に関し必要があると認めるときは、専門委員を審議会に出席させ、当該専門事項に関し意見を求めることができる。

(部会)

第六条 代償金部会(以下「部会」という。)は、部会長が招集する。

第七条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十五条第三項に規定する代償金の額及び同法第二十五条の四第四項に規

定する金額に関する事項については、会長は、これを部会に付託するものとする。

第八条 前条の場合においては、部会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、会長が重要であると認めるときは、この限りでない。

第九条 部会長は、部会における調査審議の経過及び議決を次の審議会に報告するものとする。

(小委員会)

第十条 会長は、特定の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 小委員会に小委員長を置き、その小委員会に属する委員のうちから、会長がこれを指名する。

第十一条 小委員会は、小委員長が招集する。

第十二条 小委員長は、小委員会における調査審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

(準用)

第十三条 第二条から第四条までの規定は、部会及び小委員会の会議に準用する。

(議事録)

第十四条 会長は、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を調整する。

一 審議会の開催日時及び場所

二 出席した委員の氏名

三 議題

四 議事の概要

五 その他必要な事項

第十五条 議事録は、国立国会図書館収集書誌部収集・書誌調整課において作成する。

(議事録等の公開)

第十六条 議事録その他審議会の資料については、原則として、公開するものとする。

(雑則)

第十七条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他運営に
関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、平成十一年六月七日から施行する。

2 納本制度調査会議事運営規則(平成九年三月三日納本制度調査
会決定)は、廃止する。

国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程

(平成二十五年五月三十日国立国会図書館規程第一号)

(オンライン資料)

第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。)第二十五条の四第一項に規定する館長が定めるものは、次に掲げるもの(機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なもの並びに次条に規定する方法により提供することができないものを除く。)とする。

- 一 公衆に利用可能とし、又は送信する際に、図書若しくは逐次刊行物の流通のために使用されるコード(特定の図書又は逐次刊行物を識別するための番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。)又は当該コードに類するものであって館長が定めるものが付与されているもの
- 二 文字、図形等を結合し、閲覧、複製及び頒布に適した形で記録することを主な目的とする記録方式として館長が定めるものにより記録されているもの(目次、索引その他のこれに附帯するものを含む。)

(提供の方法)

第二条 法第二十五条の四第一項の規定により法第二十四条及び第

二十四条の二に規定する者以外の者が同項のオンライン資料(以下単に「オンライン資料」という。)を国立国会図書館に提供する場合は、次のいずれかの方法とする。

- 一 オンライン資料及び当該オンライン資料の題名、作成者その他のオンライン資料を識別するために必要な情報として館長が定めるもの(以下「メタデータ」という。)を、国立国会図書館が提供する送信用情報システムを利用して送信する方法
- 二 オンライン資料及び当該オンライン資料のメタデータを、館長が定める記録媒体に、館長が定める記録方式により記録し、郵送する方法

(収集目的の達成に支障がない場合)

第三条 法第二十五条の四第二項第三号に規定する館長が認めた場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 オンライン資料が当該オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者の事務に係る申込み、承諾等をし、又は受けることを目的とするものである場合
- 二 オンライン資料が前に納入された図書又は逐次刊行物と同一の版面で構成されるものであることにつき、当該オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者の申出を受け、館長が確認した場合
- 三 オンライン資料が長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的としているものであって、かつ、特段の事情な

く消去されないと認められるものである場合

(法第二十五条の四第四項に規定する金額の決定手続)

第四条 法第二十五条の四第四項に規定する金額は、館長が、納本制度審議会に諮問し、決定する。

(提供の免除)

第五条 オンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第三十二号。以下「改正法」という。)附則第二条に規定する技術的制限手段が付されているものについては、当分の間、その提供を免ずる。

(公示)

第六条 館長は、第一条第一号のコード及び当該コードに類するもの、同条第二号の記録方式、第二条第一号の情報、同条第二号の記録媒体及び記録方式並びに第四条第一項の金額を定めたときは、官報により公示するものとする。

(委任)

第七条 この規程に定めるもののほか、オンライン資料の記録に關し必要な事項は、館長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この規程は、改正法の施行の日から施行する。

(施行の日)平成二十五年七月一日)

(法第二十五条の四第四項に規定する金額の決定手続に關する特

例)

2 この規程の施行後初めて、館長が法第二十五条の四第四項に規定する金額を決定する場合においては、第四条の規定にかかわらず、納本制度審議会に諮問することを要しない。

国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する

金額等に関する件

(平成二十五年五月三十日国立国会図書館告示第一号)

改正	平成二十六年六月	十八日国立国会図書館告示第一号
	同 二十七年六月	九日同 第一号
	同 二十八年五月三十一日同	第二号
	同 二十九年六月	一日同 第一号
	同 三十年五月	三十日同 第二号
令和	元年七月	一日同 第一号

(国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額)

1 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十五条の四第四項に規定する金額は、国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程(平成二十五年国立国会図書館規程第一号以下「規程」という。)第二条第一号に規定する方法による提供については零とし、同条第二号に規定する方法による提供については次に掲げる金額の合計額とする。

- 記録媒体の購入に要する金額 記録媒体一点につき九十四円
- 送付に要する金額 郵送に要する最低の料金に相当する金額

(規程第一条第一号のコード)

2 規程第一条第一号のコードは、次のとおりとする。

- 産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X〇三〇五で定

める国際標準図書番号

- 日本産業規格X〇三〇六で定める国際標準逐次刊行物番号
- 国際標準化機構の規格第二六三二四号で定めるデジタルオブジェクトアイデンティファイアー

(規程第一条第二号の記録方式)

3 規程第一条第二号の記録方式は、次のとおりとする。

- PDF方式
- E P U B方式
- D A I S Y方式

(規程第二条第一号の情報)

4 規程第二条第一号の情報は、次のとおりとする。

- 題名
- 作成者
- 出版者(オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者をいう。)
- 出版日(オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した日をいう。)
- オンライン資料に複数の版が存在する場合は、版に関する情報
- オンライン資料が規程第一条第一号に掲げるものである場合は、同号に規定するコードの情報
- オンライン資料がハイパーテキストトランスファープロトコ

ルにより公衆に利用可能とされた場合は、ユニフォームリソースロケータ

(規程第二条第二号の記録媒体)

- 5 規程第二条第二号の記録媒体は、日本産業規格X六二四九に適合する直径百二十ミリメートルのディスクとする。

(規程第二条第二号の記録方式)

- 6 規程第二条第二号の記録方式は、ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇六、X〇六〇七又はX〇六〇九で定める方式とし、記録媒体への記録を完了した時には、日本産業規格X六二四九で定めるファイナライズの処理を行い、追記不可の状態とするものとする。

附 則

この告示は、平成二十五年七月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年六月十八日国立国会図書館告示第一号)

- 1 この告示は、平成二十六年六月十八日から施行する。
- 2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、平成二十六年六月十八日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十七年六月九日国立国会図書館告示第一号)

- 1 この告示は、平成二十七年六月九日から施行する。
- 2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四

項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、平成二十七年六月九日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十八年五月三十一日国立国会図書館告示第二号)

- 1 この告示は、平成二十八年五月三十一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、この告示の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十九年六月一日国立国会図書館告示第一号)

- 1 この告示は、平成二十九年六月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、この告示の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則 (平成三十年五月三十日国立国会図書館告示第二号)

- 1 この告示は、平成三十年五月三十日から施行する。
- 2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、この告示の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年七月一日国立国会図書館告示第一号)

1 本件は、令和元年七月一日から施行する。

2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、この告示の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する
出版物の代償金額に関する件

(昭和五十年一月三十日国立国会図書館告示第一号)

改正	昭和五十六年	十月二十七日	国立国会図書館告示第一号		
	同	五十七年十二月二十八日	同		
	同	五十七年十二月二十八日	同		
	平成	十一年	三月二十四日	同	
	同	十二年	九月二十七日	同	
	同	二十三年	十月	十二日	同

1 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）第二十五条の規定により納入する出版物の代償金額は、次の各号の区分に従い国立国会図書館の館長が定める金額（当該出版物の出版に通常要すべき費用が当該各号に定める最高の割合の金額を超えるもの、小売価格の表示のないものその他当該各号の規定と異なる取扱いを要すると認めるものについては、その都度納本制度審議会に諮って定める金額）に、当該出版物の納入に要する金額を加算した金額とする。

- 一 図書（点字版のものを除く）、蓄音機用レコード及びパッケージ系電子出版物（国立国会図書館法第二十四条第一項第九号に該当する出版物をいう。以下この号において同じ。）については、小売価格（パッケージ系電子出版物にあつては、電気通信回線に接続しない状態での使用に係る小売価格）の四割以上六割以下の金額。ただし、蓄音機用レコードについては、小

売価格の四割未満の金額とすることができる。

二 マイクロ写真資料については、小売価格の五割以上七割以下の金額

三 図書、雑誌、新聞その他の出版物で点字版のものについては、小売価格の四割以上八割以下の金額

四 前三号に規定する出版物を除き、雑誌、新聞その他の出版物については、小売価格の四割以上五割以下の金額

2 前項の規定により加算することのできる当該出版物の納入に要する金額は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 送付に要する金額 郵送に要する最低の料金に相当する金額
- 二 納入の一括代行事務に要する金額 出版物一点につき百五十円以上百七十円以下の範囲内で館長が定める金額

3 前項第二号に規定する金額の加算は、出版物の納入事務を一括して代行する者として館長が指定するものに対して行う。

附 則

1 この告示は、昭和五十年一月三十日から施行する。

2 国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件（昭和二十四年国立国会図書館告示第一号）は、廃止する。

附 則（昭和五十六年十月二十七日国立国会図書館告示第一号）

この告示は、昭和五十六年十月二十七日から施行する。

附 則（昭和五十七年十二月二十八日国立国会図書館告示第三号）

この告示は、昭和五十八年一月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月二十四日国立国会図書館告示第一号）

この告示は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年九月二十七日国立国会図書館告示第四号）

この告示は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則（平成二十三年十月十二日国立国会図書館告示第二号）

この告示は、平成二十三年十月十二日から施行する。